第十三条第二項の表第五十二条の四十の項中「第五十二条の四十」を「第五十二条の四十第一項」に改め、同項の次に次のように加える。

第五十二条の四十第二項	商号若しくは名称又は氏名、許可番号、所属銀行の商号	名称、所属外国銀行の名称又は商号、主たる営業所が所在する国

第十三条第三項の表第五十二条の三十七第一項第四号、第五十二条の四十四第一項第一号の項中「、第五十二条の四十四第一項第一号」を削り、同項の次に次のように加える。

第五十二条の四十第二項	の商号	の名称
第五十二条の四十四第一項第一号	商号	名称

第十三条第四項中「法第八十九条第一項又は第五項において準用する銀行法（以下この項において「準用銀行法」という。）」を「銀行法」に、「、準用銀行法」を「、同法」に、「掲げる準用銀行法」を「掲げる同法」に改め、同項の表読み替える準用銀行法の規定の項中「準用銀行法」を「銀行法」に改め、同表第二十四条第二項の項下欄中「次項」を「次項並びに」に改め、同項の次に次のように加える。

第五十二条の四十第二項	商号若しくは名称又は氏名、許可番号	商号又は名称
	の商号	の名称

第十三条の三第三項中「掲示しなければ」を「掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合を除き、内閣府令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

（銀行法施行令の一部改正）

第二条　銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）の一部を次のように改正する。

第四条の二の二第二項第一号中「第十六条の八第一号」を「第十六条の八第一項第一号」に改め、同条第四項第二号中「第十六条の八各号」を「第十六条の八第一項各号」に改める。

第五条第三項中「掲示しなければ」を「掲示するとともに、内閣府令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（法第十六条第二項に規定する自動公衆送信をいう。第十六条の七第三項において同じ。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第十二条の三第四項第二号中「第十六条の八各号」を「第十六条の八第一項各号」に改める。

第十四条の八の表第五十二条の四十三の項の前に次のように加える。

第五十二条の四十第一項	営業所又は事務所
第五十二条の四十第二項	商号若しくは名称又は氏名、許可番号、所属銀行の商号
	商号、認可番号又は第五十二条の二第三項の規定による届出をして外国銀行代理業務を営む者である旨、所属外国銀行の名称又は商号、主たる営業所が所在する国

第十六条の七第三項中「掲示しなければ」を「掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合を除き、内閣府令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第十六条の八の見出し中「範囲」を「範囲等」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法第五十二条の六十の二第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十二条の四十第二項	商号若しくは名称又は氏名、許可番号	商号又は名称

（協同組合による金融事業に関する法律施行令の一部改正）

第三条　協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「掲示しなければ」を「掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合を除き、内閣府令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（準用銀行法第十六条第二項に規定する自動公衆送信をいう。第五条の六第三項において同じ。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第五条の五第一項の表第五十二条の三十七第一項第四号及び第五十二条の四十四第一項第一号の項中「及び第五十二条の四十四第一項第一号」を削り、同項の次に次のように加える。

第五十二条の四十第二項	の商号	の名称
第五十二条の四十四第一項第一号	商号	名称

第五条の五第二項中「により同法」を「により銀行法」に改め、同項の表第二十四条第二項の項下欄中「次項、」を「次項並びに」に改め、同項の次に次のように加える。

第五十二条の四十第二項	商号若しくは名称又は氏名、許可番号	商号又は名称
	の商号	の名称

第五条の六第三項中「掲示しなければ」を「掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合を除き、内閣府令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

（労働金庫法施行令の一部改正）

第四条　労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「掲示しなければ」を「掲示するとともに、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（準用銀行法第十六条第二項に規定する自動公衆送信をいう。第七条の二第三項において同じ。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第七条第二項の表第五十二条の三十七第一項第四号及び第五十二条の四十四第一項第一号の項中「及び第五十二条の四十四第一項第一号」を削り、同項の次に次のように加える。

第五十二条の四十第二項	の商号	の名称
第五十二条の四十四第一項第一号	商号	名称

第七条第三項中「法第九十四条第一項又は第三項において準用する銀行法（以下この項において「準用銀行法」という。）」を「銀行法」に、「、準用銀行法」を「、同法」に、「掲げる準用銀行法」を「掲げる同法」に改め、同項の表読み替える準用銀行法の規定の項中「準用銀行法」を「銀行法」に改め、同表第二十四条第二項の項下欄中「次項、」を「次項並びに」に改め、同項の次に次のように加える。

第五十二条の四十第二項	商号若しくは名称又は氏名、許可番号	商号又は名称
	の商号	の名称